

石川県公報

平成 24 年 9 月 18 日

第 1 2 5 2 8 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (水環境創造課)	1	特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	
県道の区域の変更 (道路整備課)	1	(県民交流課)	2
県道の供用の開始 (同)	2		
石川県収納代理金融機関の指定の一部改正 (出 納 室)	2		

告 示

石川県告示第417号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成24年9月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 地	事業施行期間
小 松 市	小松能美都市計画下水道事業 小松公共下水道 (中央処理区)	(1) 収用の部分 昭和48年石川県告示第792号、昭和56年石川県告示第341号、昭和63年石川県告示第208号、平成4年石川県告示第658号、平成9年石川県告示第32号、平成11年石川県告示第553号、平成12年石川県告示第483号、平成16年石川県告示第601号、平成17年石川県告示第717号、平成18年石川県告示第248号、平成20年石川県告示第112号、平成20年石川県告示第383号、平成21年石川県告示第542号及び平成23年石川県告示第78号の事業地のうち、鶴ヶ島町口1から口2番地まで、口4番地、口28から31番地まで、口39番地、口55番地、イ108から109番地まで及び甲6番地の一部を削る。 (2) 使用の部分 変更なし	昭和40年7月31日から 平成29年3月31日まで

石川県告示第418号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年9月18日から同年10月2日まで縦覧に供する。

平成24年9月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)		
松 任 宇ノ気線	金沢市観音堂町イ120番1地先から	旧	22.47～26.75	140.0	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市観音堂町イ25番5地先まで	新	21.51～22.65	140.0	
津幡宮島峡 公園線	河北郡津幡町字牛首へ105番1地先から 河北郡津幡町字牛首へ104番2地先まで	旧	0.00～17.25	42.8	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所
		新	6.55～17.39	42.8	
	河北郡津幡町字牛首へ140番1地先から 河北郡津幡町字牛首へ140番1地先まで	旧	11.24～11.87	7.3	"
		新	11.28～11.87	7.3	
	河北郡津幡町字牛首夕59番2地先から 河北郡津幡町字牛首夕63番1地先まで	旧	3.65～3.81	33.2	"
		新	3.65～7.87	33.2	

石川県告示第419号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成24年9月18日から同年10月2日まで縦覧に供する。

平成24年9月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
津幡宮島峡 公園線	河北郡津幡町字牛首へ105番1地先から 河北郡津幡町字牛首へ104番2地先まで	平成24年9月18日	県央土木 総合事務所 津幡土木 事務所
	河北郡津幡町字牛首へ140番1地先から 河北郡津幡町字牛首へ140番1地先まで	"	"
	河北郡津幡町字牛首夕59番2地先から 河北郡津幡町字牛首夕63番1地先まで	"	"

石川県告示第420号

石川県収納代理金融機関の指定（昭和39年石川県告示第405号）の一部を次のように改正し、平成24年10月1日から施行する。

平成24年9月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表株式会社ゆうちょ銀行の項中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年9月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月4日

2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 金澤町家研究会

3 代表者の氏名
川上 光彦

4 主たる事務所の所在地
金沢市東山 2 丁目 1 番 7 号

5 定款に記載された目的

この法人は、金澤町家の継承・活用にむけて、町家居住や町家保存に関心のあるあらゆる人に対して、関係機関とも連携をとりながら、町家の修復等に関する研修事業、町家を利用した交流事業、情報発信事業などを行う。これらの事業を通じて、貴重な都市資産である金澤町家が減少している傾向に歯止めを掛け、金沢市における風格と魅力ある街並み形成の促進および市民主体のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

